

にじが丘自治会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、にじが丘自治会とする。

(目 的)

第2条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持、形成に資するとともに、明るい住みよい町づくりを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 区域内の美化・清掃等環境の整備
- (3) 公民館の維持管理・運営
- (4) 会員の文化・体育及び福利厚生
- (5) 子ども会の育成及び老人会との連絡協議
- (6) 各種団体との連絡協調
- (7) その他目的達成に必要な事項

(区 域)

第3条 本会の区域は、大分市にじが丘1丁目、2丁目及び3丁目の全区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、大分市にじが丘1丁目13番2号に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする

(会 費)

第6条 会員は、総会の議決の基づく一戸当たりの会費を、別に定める方法で納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が、次の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けた時は、その資格を喪失する。

第3章 役員及び組長

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 2人以内

(3) 公 民 館 長 1人

(4) その他の役員 5人以内

(5) 監 事 2人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、公民館長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 公民館長は、公民館の管理・運営の職務を分掌する。

4 その他の役員は、会長を補佐するとともに、会の円滑な運営に必要と認められる職務を分掌する。この職務及び分掌については、別に定めるところによる。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長・副会長・公民館長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前項の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(組及び組長)

第13条 本会の運営を円滑に行うため、原則として10戸から20戸単位で組を組織し、各組に組長1名を置く。

(組長の役務)

第14条 組長は、所属組を代表し、会員の意見・希望等の集約をするとともに、回覧板の回付、伝達事項の徹底等を図る。

2 組長は、所属組の自治会費等を徴収する。

(組長の選任及び任期)

第15条 組長の選任は、組の自主性によるものとする。任期は1年とする。

(機関)

第16条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会

第4章 総会

(総会の種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、世帯の代表者をもって構成する。(以下「構成員」という)

(総会の機能)

第19条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 全構成員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第11条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、構成員の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員の議決権)

第 25 条 構成員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 26 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 23 条及び第 24 条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 28 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第 29 条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員招集等)

第 30 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 20 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(役員会議長)

第 31 条 役員会議長は、会長がこれに当たる。

(役員会定足数)

第 32 条 役員会には、第 23 条、第 24 条、第 26 条及び第 27 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「構成員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 運営委員会

(運営委員会構成)

第 33 条 運営委員会は、役員、組長及び役員会が委嘱した団体の長の各運営委員をもって構成する。

(運営委員会機能)

第 34 条 運営委員会は次の事項を議決する。

- (1) 役員会で、運営委員会に諮る必要があると認められた事項
- (2) その他本会の運営上必要な事項

(運営委員会招集等)

第 35 条 運営委員会には、第 30 条、第 31 条及び第 32 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員会」とあるのは「運営委員会」と、「役員」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産及び会計収入)

第36条 本会の資産及び会計収入は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 臨時徴収金
- (4) 寄附金
- (5) 活動に伴う収入
- (6) その他の収入

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、第36条の収入をもって支弁する。

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第39条 本会の資産で第36条第1号掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分、又は担保に供する場合には、総会において三分の二以上の議決を要する。

(会費の納期等)

第40条 本会の会費は、4月、8月、12月に4ヶ月分を前納する。もしくは、12ヶ月分を一括前納する。

組長は、納期に該当する月に徴収し、すみやかに会計に納入する。

ただし、新入居の場合は、入居月に入会金を徴収し、会費は入居の翌月から起算し、納期に該当する月までの分を徴収する。退去の場合は、退去の翌月以降の分を返却する。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(活動費)

第 42 条 役員及び組長の活動費は、総会で議決した金額を役員会で議決した期間内に支給する。

(事業計画及び予算)

第 43 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

2 決算によって生じた余剰金は、総会の承認を受けて「にじが丘公民館建設維持基金」へ繰り入れできるものとする。

第 8 章 規約の変更・解散

(規約の変更)

第 45 条 この規約は、総会において総構成員の四分の三以上の議決を得、かつ、大分市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 46 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総構成員の四分の三以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総構成員の二分の一以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第48条 本会の事務所には、規約、認可及び登記帳簿等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(委任)

第49条 この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(弔慰金)

第50条 本会の弔慰金に関する規定は、別に定める。

(街区公園愛護会)

第51条 にじが丘街区公園愛護会に関する会則及び会計規定は、別に定める。

(公民館)

第52条 にじが丘公民館に関する規則及び使用規定は、別に定める。

附則

この規約改定は、大分市長認可の日(平成23年4月19日)から施行する。